

## (2) 介護サービスの基盤整備に係る追加事項について

### ア 特別養護老人ホームの改築に伴う定員増の対応

特別養護老人ホームについては、第2回審議会で提出した資料では「新規での整備は行いません」としていたが、一部の事業所から老朽化による改築等にかかる相談を受けた経緯があり、今後このような相談を受けることが予想されることから、第7期介護保険事業計画における取扱いについて、別紙のとおり追記することとしたい。

### イ 地域密着型サービスについて

#### ① 夜間対応型訪問介護の整備の方向性

夜間対応型訪問介護については、第2回審議会で提出した資料では触れていなかったが、町田市定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所連絡会から以下の観点を踏まえ、より効果的な事業展開を図ることを目的として、現状のサービスと併せて実施したいとの要望があった。

これを受け、第1回町田市地域密着型サービス運営委員会（7月7日開催）に諮り、その方向性を検討した結果、第7期介護保険事業計画における取扱いについて、別紙のとおり追記することとしたい。

なお、このことについては、収支モデルの例として第138回社会保障審議会介護給付費分科会の参考資料で埼玉県が取組が紹介されているところである。

- ・ 利用者の状態や負担額に応じて多様なサービス提供ができること。
- ・ 従業者について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護との兼務が認められているため、2事業を同時に実施することで、従業者の稼働率を向上させることができること。

#### ② 介護保険法改正による地域密着型通所介護の参入規制

地域密着型通所介護については、第2回審議会で提出した資料では「現施設の稼働率等を考慮し、整備はしない」としていたが、2017年6月2日付けの官報で公布された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法案等の一部を改正する法律」に伴う介護保険法の改正により、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護の事業所が区域内にある場合等に該当し、かつ地域密着型通所介護のサービス量が、介護保険事業計画において定める見込量に既に達している等の場合に該当すると認めるときは、「指定をしないことができる」との規定が追記されたところである。

これを受け、現施設の稼働率等から必要施設数を算出し、その結果をもって第1回町田市地域密着型サービス運営委員会に諮り、その方向性を検討した結果、第7期介護保険事業計画における取扱いについて、別紙のとおり追記することとしたい。

(別紙)

6. 町田市の方向性 (※ 訂正部分のみ抜粋)

## &lt;地域密着型サービス&gt;

種別	方向性	圏域	第6期末累計	第7期中	第7期末累計
地域密着型デイサービス	現施設の稼働率等を考慮し、 <u>57施設を下回るまでは整備はしない。</u>	堺・忠生	29施設 318人		29施設 318人
		鶴川	7施設 75人		7施設 75人
		町田	20施設 230人		20施設 230人
		南	13施設 138人		13施設 138人
		合計	69施設 761人		69施設 761人
<u>夜間対応型訪問介護</u>	<u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護等、既存施設からの相談に随時応じながら検討することとします。</u>				

## &lt;広域型サービス&gt;

種別	方向性	整備数
特別養護老人ホーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 入所申込者数に占める入所の必要性が高いと考えられる「在宅・要介護3以上かつ優先度高」の申込者の割合が10.9%と低調である。(東京都資料)</li> <li>➤ 市民ニーズ調査において、申し込んだ施設から入所通知が来た場合の対応については、「すぐに入る」が27.9%と低調である。</li> <li>➤ 近隣他市と比較して、市内における整備率は高い状況にある。</li> <li>➤ 入所までの待機期間や待機者数は減少傾向にある。</li> </ul>	<p>「現在の床数」「待機者のうち入所の必要性が高いと推測される人数」「現在の高齢者数」を総合的に勘案し、新規での整備は行いません。</p> <p><u>但し、既存施設における老朽化による改築等については、東京都の補助制度を活用する場合に限り、相談に応じることとします。</u></p> <p><u>なお、改築に伴う定員の増加については、加えて以下に掲げる要件を全て満たす場合限り、相談に応じることとします。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>必要やむを得ない最小限度の増員であること。</u></li> <li>・ <u>建替前に入所している者に不利益を与えないよう努めること。</u></li> </ul> <p><u>やむを得ず退去せざるを得ない場合は、事業者が責任をもって次の入居先を確保すること。</u></p>